

京都市訓令甲第 35 号

消 防 局

京都市消防局長専決規程の一部を次のように改正する。

平成 26 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

第 3 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 4 5 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 4 6 号を削り、第 4 7 号を第 4 5 号とし、第 4 8 号から第 6 6 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(行財政局人事部人事課)